

欧州委員会、携帯電話標準必須特許に基づく市場の支配的な地位の  
濫用の可能性についてモトローラ・モビリティに異議告知書を送付

2013年5月13日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、5月6日、モトローラ・モビリティがアップルに対して自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めをドイツで求めていたことについて、EU 運営条約 (TFEU) 第 102 条の禁ずる市場の支配的な地位の濫用に当たるとの予備的見解をモトローラ・モビリティに通知する異議告知書を送付した旨、プレスリリースを行った。

【欧州委員会によるプレスリリース・メモランダムの内容】

本プレスリリースは「侵害差止めの手段に訴えることは特許侵害に対し請求可能な救済手段であるが、標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、公平で妥当で差別の無い、いわゆる「FRAND条件 (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms)」によるライセンス契約を結ぶ意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解される」としている。この基本的考え方は、昨年12月21日にサムスンがアップルに対して携帯電話標準必須特許の侵害差止請求を行った事件（以下「サムスン対アップル事件」）において送付した異議告知書のもと同様である。同プレスリリースは「そのような状況において、支配的な標準必須特許の保有者は、ライセンス交渉を歪曲する不当なライセンス条件をライセンシーに課すために、特許侵害品の販売の禁止を一般に伴う侵害差止めを請求すべきではないというのが、欧州委員会の現時点での考えである」としている。ただし、「当該異議告知書の送付は本件の調査の結論を予断するものではない」旨も付言している。

本プレスリリースによると、欧州委員会の競争政策担当のAlmunia副委員長は、「知的財産権はイノベーションと成長のみならず競争の基盤でもある。企業は、競争相手をホールドアップしてイノベーションや消費者の選択肢を損なうために自身の知的財産権を不正使用するのではなく、イノベーションを起こし、その製品の真価に基づいて競争することに時間を使うべきだと考える」とコメントしている。

「標準化機関は、一般に、参加者に対して技術標準の必須特許であると宣言した特許をFRAND条件に基づいてライセンスすることを誓約するよう要求しており、これによって当該技術標準への効果的なアクセスを確保しつつ、標準必須特許の一保有者によっていわゆる『ホールドアップ』が引き起こされるのを未然に防止しようとしている」と本プレスリリースは説明する。また、「実際、標準必須特許へのアクセスはすべての企業が相互運用可能な製品を市場で販売するための前提条件であり、標準必須特許へのアクセスのお蔭で、標準必須特許保有者が自身の知的財産への適当な対価を受けることを保障しつつ、消費者は相互運用可能な製品のより幅広い選択肢を得ることができる」としている。

本プレスリリースによれば、問題となっているモトローラ・モビリティの標準必須特許は、欧州電気通信標準化機構（ETSI）の第二世代移動体通信システム標準規格に属するGSMの一部である「GPRS標準」に関するものであり、携帯・無線通信の重要産業標準であるところ、当該技術標準が欧州で採用された際に、モトローラ・モビリティはそれらの特許が同技術標準に必須である旨宣言しており、それをFRAND条件に基づいて他社にライセンスする旨誓約していた。「それにもかかわらず、モトローラ・モビリティは、ドイツにおいて当該GPRS標準の必須特許に基づいてアップルに対する侵害差止めを請求し、同国の裁判所で侵害差止めが認容された後に、ドイツの裁判所の定めたFRAND条件に基づく実施料に服する意思がある旨をアップルが宣言していたにもかかわらず、権利行使にかかろうとした」と、本プレスリリースは伝えている。

特に、同日に公表された本件に係るメモランダム（Q&A）によれば、欧州委員会は「アップルのFRAND条件に基づくライセンス契約を締結する意思は、特に、ドイツの裁判所のFRAND条件に基づく実施料の決定に拘束されることを受け入れたことに表れており、当事者間での交渉が成果のある結論に至らない場合に拘束的な第三者のFRAND条件の決定を受け入れることは、ライセンシーになる可能性のある者にFRAND条件に基づくライセンスを締結する意思があることを明確に示すものである」との予備的見解を示している。また、「これとは対照的に、ライセンシーになる可能性のある者がライセンス交渉に入ることに引き続き消極的かつ無反応でいる場合や、明確な遅延戦術を行使していると認められる場合は、一般に『（FRAND条件に基づくライセンス契約を締結する）意思がある（willing）』とは認められない」としている。

さらに、同メモランダムで、欧州委員会は「ライセンシーになる可能性のある侵害者が第三者によるFRAND条件の決定に服することに合意している場合、侵害者が当該標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について争っている事実があるとしても、これをもって当該侵害者に『（FRAND条件に基づくライセンス契約を締結する）意思がない（unwilling）』と断じることができない」との予備的見解も示している。なお、本件については、第三者によるFRAND条件の決定に拘束されることにアップルが合意した後であるにもかかわらず、モトローラ・モビリティが上述の点についてアップルが争うことを禁じる条項の導入を要求したことに言及しつつ、欧州委員会の予備的見解として、「ライセンシーは標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について争うことが可能であるべき」と同メモランダムは強調する。

この点に関連し、同メモランダムは、2009年5月の「オレンジブック・スタンダード事件」連邦通常裁判所<sup>1</sup>判決（以下「オレンジブック事件判決」）で確立されたドイツでの判断基準について、「同判決は標準必須特許に特に関連するものではない」としつつ、欧州委員

---

<sup>1</sup> 最終上訴審であり、一般的には、「連邦最高裁判所」と呼ばれることもある。

会の予備的見解として、「ライセンスを受ける意思のある者が、本判決の存在ゆえに、問題になっている標準必須特許の有効性及び必須性を争うことができないなどというように同判決を解釈することは、反競争的である可能性がある」としている。

他方で、上述のメモランダムにおいて欧州委員会は、サムスン対アップル事件に関する異議告知書送付の際と同様に、特許侵害差止めによる救済は一般的に正当なものであること、知的財産権は、単一市場における重要な基盤であるが故に、イノベーションを促進する重要な役割を果たすものであること、本件に係る異議告知書の趣旨は、特許保有者による侵害差止めの使用をなくそうとしているのではなく、むしろ必須特許に係る侵害差止請求が本件のような例外的事例、すなわち、標準必須特許保有者がそれらの特許をFRAND条件に基づいてライセンスする旨の誓約をしており、かつ侵害差止めの請求相手先とされた企業がFRAND条件に基づいてライセンス契約を行う意思がある場合において、支配的地位の濫用を構成し得るとの予備的見解を示したものに過ぎないことなどに言及し、原則として、イノベーションに対して特許権の果たす役割の重要性を確認している。

#### 【解説】

欧州委員会による本件に係る異議告知書の予備的見解は、サムスン対アップル事件において示された「FRAND条件に基づくライセンスを受けるべく交渉する意思がある侵害者への侵害差止請求は、市場の支配的地位の濫用と解され得る」との原則を踏襲しつつ、本件に係る背景事実に沿って、侵害者にそのような「意思がある (willing)」と判断される場合の一類型として、「当事者間での交渉が不調に終わっているときに、侵害者が、(裁判所のような) 拘束的な第三者の FRAND 条件の決定を受け入れる場合」という具体例を、より踏み込んで提示したものであり、注目に値する。

加えて、「標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について争っている事実があったとしても、それは、侵害者の上述のような『意思』を減殺するものではない」とまで断定していることも、非常に興味深い。これには、EUにおける技術移転契約に関するルール<sup>2</sup>の改訂案の検討や、製薬業界における反競争的慣行に係る調査<sup>3</sup>等においても垣間見られるように、ライセンシーが知的財産権の有効性を争うことを禁止するいわゆる「不争条項」又はこれに類するものが特許ライセンス契約に導入されることを、競争法上の観点から警戒してきた欧州委員会の基本的立場が伏流しているように思われる。

---

<sup>2</sup> 「技術移転一括適用免除に関する規則」(欧州委員会規則 772/2004 号：通称「TTBER」)。JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州委員会、技術移転契約に関する競争法制度改正案についてパブリック・コメントの募集を開始」参照。

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130225\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130225_1.pdf)

<sup>3</sup> JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州委員会、反トラストに係る製薬業界の調査状況について発表」参照。

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130201\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130201_1.pdf)

この点について、オレンジブック事件判決では「ライセンス契約の締結に関し、侵害者が付随条件なしでの拘束的な申出を特許権者に行うこと」が、特許権者による市場の支配的地位の濫用があったと認められる場合の条件の一つとされているところ、もし侵害者側が当該標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について留保して争うのであれば、オレンジブック事件判決の説示する「付随条件なしでの拘束的な申出」には当たらないと解するのが自然である。

これに対し、欧州委員会は、同判決について、「標準必須特許に特に関連するものではない」、「ライセンスを受ける意思のある者が……標準必須特許の有効性及び必須性を争うことができないなどというように同判決を解釈することは、反競争的である可能性がある」などと上述のメモランダムにて指摘している。これらの言及は、欧州委員会が、サムスン対アップル事件及び本件を通じてその判断基準を示そうとしている「標準必須特許権侵害」に係る紛争事件を、オレンジブック事件判決の射程に必ずしも収まらない特殊なケースに分類されるべきものとして整理した旨のメッセージとして理解すべきであろう。同時に、それらは、当該分野の紛争の取扱いについては、ドイツの最終審級による既存の判断基準に服することなく、欧州単一市場における当局として、欧州委員会が独自の判断に依拠し信念をもって競争法上の調整を行っていく旨の同委員会による決意表明であるとともに、その適否を世に問うものであると言えよう。

なお、オレンジブック事件判決によって確立されたドイツにおける判断基準をめぐっては、3月21日、同国のデュッセルドルフ地方裁判所も、同判決と欧州委員会のサムスン対アップル事件に係る予備的見解との関係を懸念し、実質的に同判決の適否を問うべく、同裁判所に係属中の特許権侵害訴訟の手続を中止するとともに、EU法の最終審級である欧州連合司法裁判所（CJEU）に対し、TFEU第102条の解釈に関するその予備的決定を求めて質問を付託した。これに関連し、今般のメモランダムは「欧州委員会の調査に関連するCJEUによる法律問題に係るいかなる指導（any guidance）も全面的に考慮する」との欧州委員会の姿勢を示している。

このコメントを踏まえると、欧州委員会の本件に係る予備的見解の内容は、欧州委員会の「標準必須特許権侵害」に係る紛争事件の判断基準が適切なものであるか否かについてCJEUに対して諮問するものとしても、事実上機能することとなる。本メモランダムの記載には、「CJEUの指導に従う」との一見殊勝ともとれる欧州委員会の認識が示されている。しかしながら、サムスン対アップル事件のものよりもさらに一步踏み込んだ考察の結果を敢えて示した上でEUの最終審級の判断を待つ姿勢を鮮明に打ち出した点に、むしろ、欧州委員会の本件に係る判断に関する自信ないし自負の程が窺えるように思われる。

以上から、サムスン対アップル事件に係る欧州委員会の予備的見解の提示、デュッセルドルフ地裁によるCJEUへの質問付託、本件に係る欧州委員会の予備的見解の提示という一連の流れは、EUにおける標準必須特許権侵害紛争の取扱いに係る判断基準の明確化を促すものであると言える。これは、欧州市場において活動するEU及び加盟国当局並びに同市場

における制度利用者はもとより、制度の国際調和を求める世界の各国当局及び制度利用者にとっても、歓迎すべきものであろう。このような動きに対する関係各当局の真摯かつ前向きな貢献を多としつつ、イノベーションに寄与する合理的な制度運用基準が構築されていくことに期待し、それらの帰趨を見守っていききたい。

— 欧州委員会の本件に係るプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Motorola Mobility on potential misuse of mobile phone standard-essential patents](#)

— 欧州委員会の本件に係るメモランダム（Q&A）は、以下参照 —

[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Motorola Mobility on potential misuse of mobile phone standard-essential patents- Questions and Answers](#)

— 欧州委員会のサムスン対アップル事件に係るプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard-essential patents](#)

— 欧州委員会のサムスン対アップル事件に係る異議告知書の送付に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付（2013年1月7日）（PDF）](#)

— オレンジブック事件判決は、以下参照 —

[BUNDESGERICHTSHOF IM NAMEN DES VOLKES URTEIL KZR 39/06 Verkündet am: 6. Mai 2009 in dem Rechtsstreit Orange-Book-Standard（ドイツ語）](#)

— デュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託に関する決定は、以下参照 —

[Landgericht Düsseldorf, 4b O 104/12（ドイツ語）](#)

— オレンジブック事件判決の概要及びデュッセルドルフ地裁による CJEU への質問付託に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について、欧州連合司法裁判所に質問を付託（2013年4月24日）（PDF）](#)

（以上）